

教私第2240号  
令和5年11月7日

各学校法人理事長様  
各私立小・中・高・中等教育学校長様

大阪府教育庁私学課長

令和5年度大阪府私立高等学校等教育振興補助金に係る  
事業計画書の提出について（依頼）

標記補助金について、私立学校における教育の多様性の確保や多様な生徒へのケア、教育の質の向上につながる事業を重点的に支援するため、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の推進を目的として、ICT教育環境の整備推進事業を新たに募集する。

多様性のある教育の充実化や長期化する新型コロナウイルス感染症への対応等を踏まえ、「教育の質の向上への取組み」と「生徒へのケアに関する取組み」を重点的に支援するため、下記の事業に限定して募集いたします。

つきましては、別添の作成要領等をご確認のうえ、事業計画書を作成いただき、関係資料を添えて私学課まで提出してください。

記

1 対象事業

私立高等学校等における以下の事業に係る取組を対象とする。ただし、各事業の補助要件を満たしていること。

- (1) 次世代を担う人材育成の促進事業
- (2) ICT教育環境の整備推進事業
- (3) 教育相談体制の整備事業
- (4) 特別支援教育に係る活動の充実事業

※ 各対象事業の概要及び補助要件は別紙「令和5年度大阪府私立高等学校等教育振興補助金の各事業概要および補助要件について」に記載しています。

2 提出書類

- (1) 別紙1
- (2) 様式第1号、第2号-1、2、3、6（該当する書式のみ。）
- (3) 参考資料
- (4) チェックリスト
- (5) 教職員等一覧 处理区分コード変更一覧  
(令和5年11月 日付教私第1633-2号をご参照ください)

※ 様式は大阪府ホームページ『申請書等様式』に掲載しています。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/sinseiyousiki.html>

※ 事業計画を提出しない場合は、その旨回答ください。（様式任意）

### 3 提出方法

- ・ 上記 2 に記載の提出書類(1)及び(2)については、電子メールにより提出
- ・ 上記 2 に記載の提出書類一式（紙媒体）を原則郵送により提出（部数：1 部）

### 4 提出先

大阪府教育庁私学課小中高振興グループ

- ・ 紙媒体 〒540-8570 大阪市中央区大手前 3-1-43 大阪府庁新別館南館 10 階
- ・ 電子メール [shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp)

※メールの件名は「【法人名】教育振興補助金事業計画」、様式のファイル名は「【〇〇高校（中学校・小学校）】教育振興事業計画書.xls」としてください。

### 5 提出期限

令和5年11月30日（木）【厳守】

### 6 留意事項

- (1) 別添作成要領等をよく確認の上、作成してください。
- (2) 補助事業の実施等に当たっては、大阪府補助金交付規則や大阪府私立高等学校等教育振興補助金交付要綱の条件を遵守してください。
- (3) 平成 26・27・28 年度事業において、経費が生徒会や P T A 等の会計から支出されている事案がありました。学校法人会計の支出がない場合は、補助対象経費に含めることはできません。
- (4) 各学校からの申請額の合計が予算額を超える場合は、予算額の範囲内で補助金額を圧縮する場合があります。
- (5) この事業計画書の提出後、事業の中止及び補助金額・内容の変更等が生じる場合は、速やかに下記担当までご連絡ください。

大阪府教育庁私学課小中高振興グループ 明瀬・金子  
電話 : 06-6941-0351 (内線 4852) / 06-6210-9274 (直通)  
E-mail : [shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp)

## 令和5年度大阪府私立高等学校等教育振興補助金事業計画書作成要領

### 1 共通事項

- 複数校設置する学校法人の場合は、学校ごとに計画書を作成し、学校法人で取りまとめて提出してください。
- 学校が実施する取組が、補助対象事業(1)、(2)、(3) 及び(4)のうちの複数に該当する場合は、最も関連性のある事業で提出してください。
- 1つの事業を併設中学校と高等学校など2校以上で実施している場合は、経費を合理的に按分し、それぞれの学校の補助対象経費としてください。

### 2 事業計画書

- 【共通】各様式は、集計の際に使用しますので、セルの挿入・削除・結合・並び替え、シートの削除・並び替え等の編集はしないで下さい。(文言が収まらない場合はセルの幅を広げて作成してください。)
- 【共通】補助対象経費の1/2が補助申請額となります。補助申請額の上限は、**補助対象事業①90万円、②202万円、③60万円、④80万円**です。したがって、補助対象経費が補助対象事業①については180万円、②については404万円、③については120万円、④については160万円を超える場合は、それぞれの上限額での申請及び参考書類の提出で構いません。ただし、④については、別途、障がいのある生徒の高校生活支援事業を申請している場合、④の上限額は、障がいのある生徒の高校生活支援事業における既申請額を減じた額となります。
- 【共通】補助対象経費が20万円未満のものは補助対象とはなりません。
- 【様式第1号】黄色のセルに入力してください。その他のセルは自動計算されます。補助金額について、千円未満の端数は切り捨てされます。
- 【様式第2号】支払済額には、事業計画書作成日時点で支払い済みの補助対象経費を記入し、記入した金額に係る領収書や給与明細書等を添付してください。
- 【様式第2号】支払予定額には、事業計画書作成日時点で支払いが終了していないものについて、予定している事業の補助対象経費を記入し、その事業の内容と経費の内訳(計画書、昨年度の給与明細書等)を添付してください。
- 【様式第2号】支払済額が補助申請額の上限を超える場合、支払予定額の記載及び添付資料の提出は不要です。

### 3 参考資料(添付書類)

- 添付書類はすべてA4サイズに統一の上、支払金額等に下線又は着色する等により、支払額の根拠となる数字を明示してください。
- 補助要件を満たしていることが確認できる契約書や資格証、活用実績がわかる書類等の写しを忘れずに添付してください。

### 4 チェックリスト

- 事業内容が補助要件を満たしていることを必ず確認の上、該当事業の項目にチェックを入れてください。